

日本医療薬学会賞選考規程

第1条 日本医療薬学会は、医療薬学分野で極めて優れた研究を通して医療薬学の発展に貢献した会員を表彰するため、日本医療薬学会賞を制定する。

第2条 賞は賞状等および副賞とする。詳細については別に定める。

第3条 授賞対象者は、当該年に継続して25年以上の本学会会員歴を有し、医療薬学分野で極めて優れた研究業績を挙げ、医療薬学の発展に貢献した研究者とする。

第4条 表彰は年1回、授賞は原則として2名以内とする。

第5条 授賞候補者は、選考委員会が選考する。

第6条 会頭は、前条による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞者を決定する。

第7条 受賞者の表彰は、学会賞表彰式において行う。

第8条 受賞者は、受賞年度に開催される年会において受賞講演を行う。また、受賞研究に関する総説論文を医療薬学誌に投稿する。

第9条 本規程は、理事会の議を経て改廃する。

附則 本規程は2019年10月3日より実施する。

2019年10月3日 制定